平成２５年（フ）第５４３号
岡山市中区浜１丁目16番３号プレール浜102、旧住所岡山市中区藤原西町２丁目６番37号
債務者　延岡　　明
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯生　　明
4　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目25―７、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目31番11―２号
債務者　植木　　稔
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　利弘
4　破産債権の届出期間　平成25年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１００号
青森県三戸郡五戸町字下モ沢向25番地12
債務者　竹内　洋司
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１０１号
青森県三戸郡五戸町字新町22番地１
債務者　竹内　良雄
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２０５５号
愛知県あま市方領屋敷141番地
債務者　佐々木直美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坪井　陽典
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８号
千葉県富津市二間塚1892番地８
債務者　吹田　安生
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１９号
千葉県富津市二間塚1892番地８
債務者　吹田　弘子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２０３９号
愛知県北名古屋市九之坪市場３番地
債務者　髙橋つき江
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葛西　良亮
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木野川150番地43
債務者　新戸　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
愛知県春日井市大留町６丁目１番地14ニューメゾンＢ号、住民票上の住所岐阜県多治見市生田町３丁目123番地の３
債務者　下垣　　等
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１３６号
愛知県春日井市大留町６丁目１番地14ニューメゾンＢ号、従前の住所岐阜県多治見市生田町３丁目123番地の３
債務者　下垣　信男
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１９４６号
名古屋市瑞穂区春山町11番地の11　グランデール南山Ａ棟202号
債務者　古川みさ子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　修三
4　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５９号
島根県出雲市湖陵町差海1749番地１
債務者　來間　　寛
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３２１号
函館市谷地頭町36番14号
債務者　八谷　隆夫
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４２号
北海道北斗市七重浜２丁目40番９号
債務者　浜本　義雄
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
函館地方裁判所